

令和5年度 教育委員会 第12回定例会 議案

1 日 時 令和5年9月20日（水） 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第15号議案 静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則
の一部改正 … 1

第16号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正 … 5

<非>第17号議案 令和5年9月県議会定例会に提出する議案 … 非

<非>第18号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 15 号議案

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月20日提出

静岡県教育委員会教育長

【資料】

令和5年9月20日

(件名)

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部改正

(総合教育センター)

1 要旨

総合教育センターでは、静岡県総合教育センターの設置及び使用料に関する条例及び静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則に基づき、生涯学習推進等のために施設を開放して、県民の自発的な学習・スポーツ活動や健康増進等を支援している。

県民への施設開放の推進及び施設利用者の利便性向上のため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日も施設開放する（一部対象外あり）。
- (2) 使用許可申請の受付期間について、できる限り使用日直前までの申請を可能とし、県民の利便性向上を図る。

開放施設		開放日（規則第2、3条）		申請受付期間（規則第4条）		
		改正前	改正後	区分	改正前	改正後
有料	講堂 大研修室 研修室1 研修室2 情報学習室	(月～土) 9～21時 (日) 9～17時 祝日× 第1・3(日) ×	(月～土) 9～21時 (日) 9～17時 祝日○ 第1・3(日) ×	平日日中	2月前～2日前	2月前～ <u>当日</u>
				平日夜間	6月前～10日前	<u>2月前～2日前</u>
				土日祝日中	6月前～2日前	6月前～ <u>2日前</u>
				土夜間	6月前～10日前	
	体育館	(月～日) 9～17時 祝日× 第1・3(日) ×	(月～日) 9～17時 祝日○ 第1・3(日) ×	平日日中	2月前～2日前	2月前～ <u>当日</u>
				平日夜間	6月前～10日前	<u>2月前～2日前</u>
				土日祝日中	6月前～2日前	
				上夜間	6月前～10日前	
	テニスコート	(月～日) 9～17時 祝日× 第1・3(日) ×	(月～日) 9～17時 祝日○ 第1・3(日) ×	平日日中	2月前～2日前	2月前～ <u>当日</u>
				土日祝日	6月前～2日前	<u>2月前～2日前</u>
無料	図書室 生涯学習情報 コーナー	(月～日) 9～17時 祝日× 第1・3(日) ×	(月～日) 9～17時 祝日× 第1・3(日) ×	—	事前の手続きは 不要	事前の手続きは 不要

3 施行期日

令和5年10月2日

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（平成7年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(開放施設及び開放時間)</p> <p>第2条 センターの開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、開放時間は、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、教育委員会が特に認める場合には、開放時間を変更することができる。</p>		<p>(開放施設及び開放時間)</p> <p>第2条 センターの開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、開放時間は、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。ただし、教育委員会が特に認める場合には、開放時間を変更することができる。</p>	
開放施設	開放時間	開放施設	開放時間
(略)	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日 午前9時から午後5時まで	(略)	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。以下同じ。） 午前9時から午後5時まで
テニスコート	月曜日～日曜日 午前9時から午後5時まで	テニスコート	月曜日～日曜日 午前9時から午後5時まで
生涯学習情報コーナー		生涯学習情報コーナー	月曜日～日曜日 午前9時から午後5時まで (休日を除く。)
図書館		図書館	
<p>(開放施設の休所日)</p> <p>第3条 前条に定める開放施設の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、休所日に施設を開放することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>		<p>(開放施設の休所日)</p> <p>第3条 前条に定める開放施設の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合には、休所日に施設を開放することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 講堂等の使用許可の申請の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日前<u>10日</u>までとする。ただし、<u>土曜日及び日曜日並びに平日の午後6時から午後9時までの時間</u>に使用する場合の受付期間は、使用日の6月前から使用日前<u>10日</u>までとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、講堂等の使用が午後5時までに終了する場合の受付期間は、使用日の2月前<u>又は6月前から使用日前2日</u>までとする。</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 講堂等の使用許可の申請の受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から使用日前<u>2日</u>までとする。ただし、<u>土曜日、日曜日及び休日に講堂、大研修室、研修室1、研修室2及び情報学習室</u>を使用する場合の受付期間は、使用日の6月前から使用日前<u>2日</u>までとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、講堂等の使用が<u>月曜日から金曜日（休日を除く。）</u>で午後5時までに終了する場合の受付期間は、使用日の2月前から使用日までとする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年10月2日から施行する。

第 16 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正を行う。

令和 5 年 9 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 16 号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正理由及び内容

電子契約の導入に伴い、所要の改正を行う（第 14 条関係、第 26 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 10 月 1 日

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>公印</u> (第15条—第26条)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(押印)</p> <p>第14条 施行する<u>文書</u>のうち、次に掲げる<u>文書</u>に限って公印を押印するものとし、これら以外の<u>文書</u>への押印は省略するものとする。</p> <p>ただし、第2号から第4号までに掲げる<u>文書</u>のうち、<u>形式的などの理由により</u>、文書管理者が押印が不要であると判断したものについては、省略できるものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押印する必要がある<u>文書</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書</u>その他特に信用力を付与する必要がある<u>文書</u></p> <p>(4) その他、特に公印を押印することが必要であると認められる<u>文書</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 <u>公印等</u> (第15条—第26条の2)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(押印又は電子署名)</p> <p>第14条 施行する<u>文書等</u>のうち、次に掲げる<u>文書等</u>に限って公印を押印し、又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うものとし、これら以外の<u>文書等</u>への押印又は電子署名は省略するものとする。</p> <p>ただし、第2号から第4号までに掲げる<u>文書等</u>のうち、文書管理者が押印又は電子署名の実施が不要であると判断したものについては、省略できるものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押印又は電子署名を実施する必要がある<u>文書等</u></p> <p>(2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす<u>文書等</u></p> <p>(3) 事実証明に関する<u>文書等</u>その他特に信用力を付与する必要がある<u>文書等</u></p> <p>(4) その他、特に公印の押印又は電子署名の実施が必要であると認められる<u>文書等</u></p>

<p>第3章 公印 (公印の印影の刷り込み)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>第4章 文書等の処理 第1節 本庁 第1款 文書等の收受及び配布 (文書等の受領及び配布)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>第3章 公印等 (公印の印影の刷り込み)</p> <p>第26条 (略) <u>(電子署名)</u></p> <p><u>第26条の2 電子署名の実施の方法その他必要な事項は、知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課長及び文書課長又は教育総務課長が別に定める。</u></p> <p>第4章 文書等の処理 第1節 本庁 第1款 文書等の收受及び配布 (文書等の受領及び配布)</p> <p>第27条 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和5年10月1日から施行する。

<非> 第 17 号議案

令和 5 年 9 月 県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 5 年 9 月 20 日

静岡県教育委員会教育長

記

(予算案)

- 1 令和 5 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(予算案)

1 令和5年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	200,258,765	0	200,258,765
人件費	167,430,000	0	167,430,000
事業費	32,828,765	0	32,828,765
教育費	32,398,765	0	32,398,765
災害対策費	430,000	0	430,000

(2) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
高等学校校舎建築工事契約 (静岡東高等学校その2)	200,000	0	200,000	R5～6

第12回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
<非> 報告 事項 1	長期療養者の傾向とメンタルヘルス対策	非
<非> 報告 事項 2	令和 6 年度教員採用第 2 次選考試験の結果・概要	非
<非> 配付 報告 1	令和 5 年 9 月県議会定例会に報告する案件	非

令和 5 年 9 月 県議会定例会に報告する案件

令和 5 年 9 月 県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 専決処分事件の報告について（権利の放棄）

高校教育課

(1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 9 月 5 日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内 容

次のとおり権利を放棄するものとする。

外国語指導講師の報酬に係る返還金支払請求権及びこれに係る違約金支払請求権

債務者の住所 及び氏名	金 額	支給年度	権利を放棄 する理由
静岡県伊東市玖須美 元和田 716 番地の 548 城星教職員住宅 102 号 MCCANN VICTORIA LISA	返還金 116,687 円及び これに係る違約金	平成 22 年度	回収不能の ため